

省エネ法が変わります

— 平成21年4月から準備が必要です —



1. 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、石油危機を契機に1979年(昭和54年)に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

改正前の指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量(原油換算値)を**工場・事業場ごと**に国へ届け出て、**エネルギー管理指定工場の指定**を受けなければなりません。

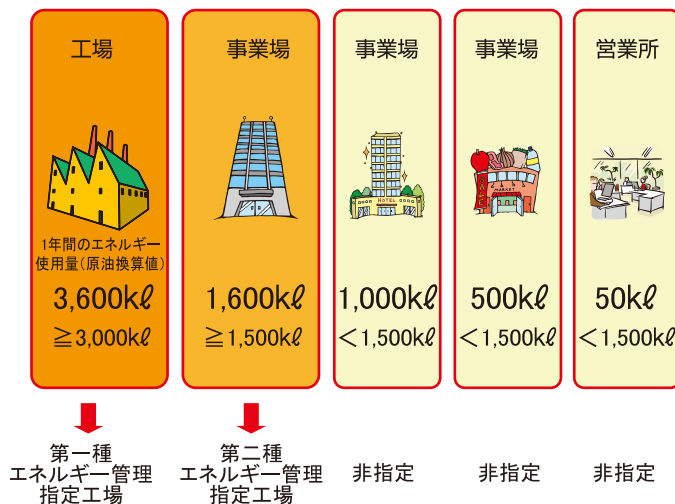
3,000kℓ以上/年: 第一種エネルギー管理指定工場
1,500kℓ以上/年: 第二種エネルギー管理指定工場

義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行うことが義務付けられます。

改正前

工場・事業場単位の法体系



2. 今回の主な改正のポイント

指定基準の改正

● 工場・事業場単位から企業単位へ

今回の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ※1以上であれば、そのエネルギー使用量を**企業単位**で国へ届け出て、**特定事業者の指定**を受けなければなりません。

● 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ※1以上であれば、**フランチャイズチェーン本部**がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、**特定連鎖化事業者の指定**を受けなければなりません。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

報告書等の提出単位の変更

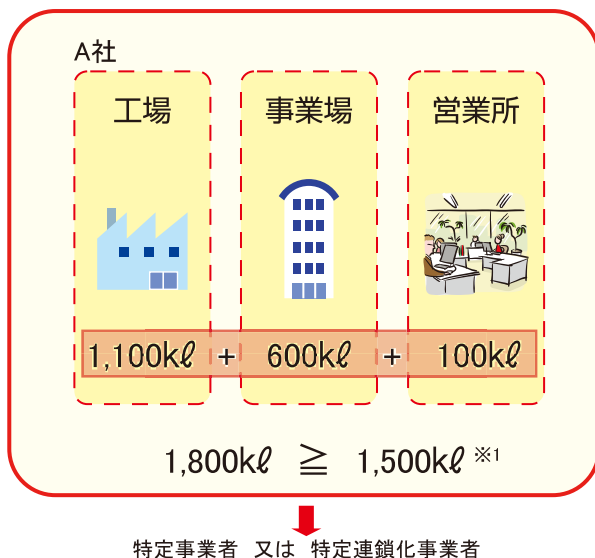
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の**工場・事業場単位**での提出から**企業単位**での提出に変わります。

エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、**エネルギー管理統括者**(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)と**エネルギー管理企画推進者**(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)※2をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

改正後

企業単位の法体系



※1 政令公布時に正式確定します。

※2 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

3. 企業全体でのエネルギー使用量の把握

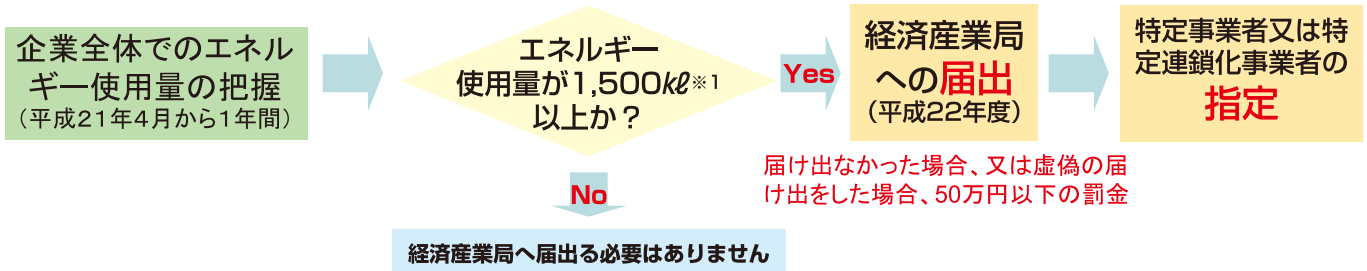
企業全体でのエネルギー使用量の把握

今回の改正に伴い企業全体でのエネルギー使用量の把握に努めていただく必要があります。

エネルギー使用量データの記録

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。

下記フロー図のとおり、企業全体での年間の合計エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、1,500kℓ※1以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。



年間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上となる事業者の目安

小売店舗	約 3万m ² 以上	コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
オフィス・事務所	約 600万kWh/年以上	ファーストフード店	25 店舗以上
ホテル	客室数 300～400 規模 以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数 500～600 規模 以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

【注意】事業所の立地条件(所在地、等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養型病院)等によってエネルギーの使用量は異なります。あくまで一般的な目安として例示したものです。

ポイント

(1) 平成21年4月から1年間、すべての工場・事業場のエネルギー使用量(原油換算値)を把握してください。
(例: 電気・ガスについては、毎月の検針票に示される使用量を把握)

(2) エネルギー使用量を原油換算値へ換算してください。

- ① 使用した燃料・熱・ガス・電気ごとに全社の年間の使用量を集計してください。
- ② ①の使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量(GJ)を求めた後合計して年間に使用したエネルギー量(熱量合計、GJ)を求めてください。
- ③ ②の年間の使用熱量合計(GJ)に、0.0258(原油換算kℓ/GJ)を乗じて年間のエネルギー使用量(原油換算値)を求めます。

【備考】事業所ごとに各月①～③を行い事業所ごとのエネルギー使用量を求めてから合計する手順もあります。

燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数の具体的な数値、集計用の簡易ツール(右図の簡易計算表)は下記URLを参照してください

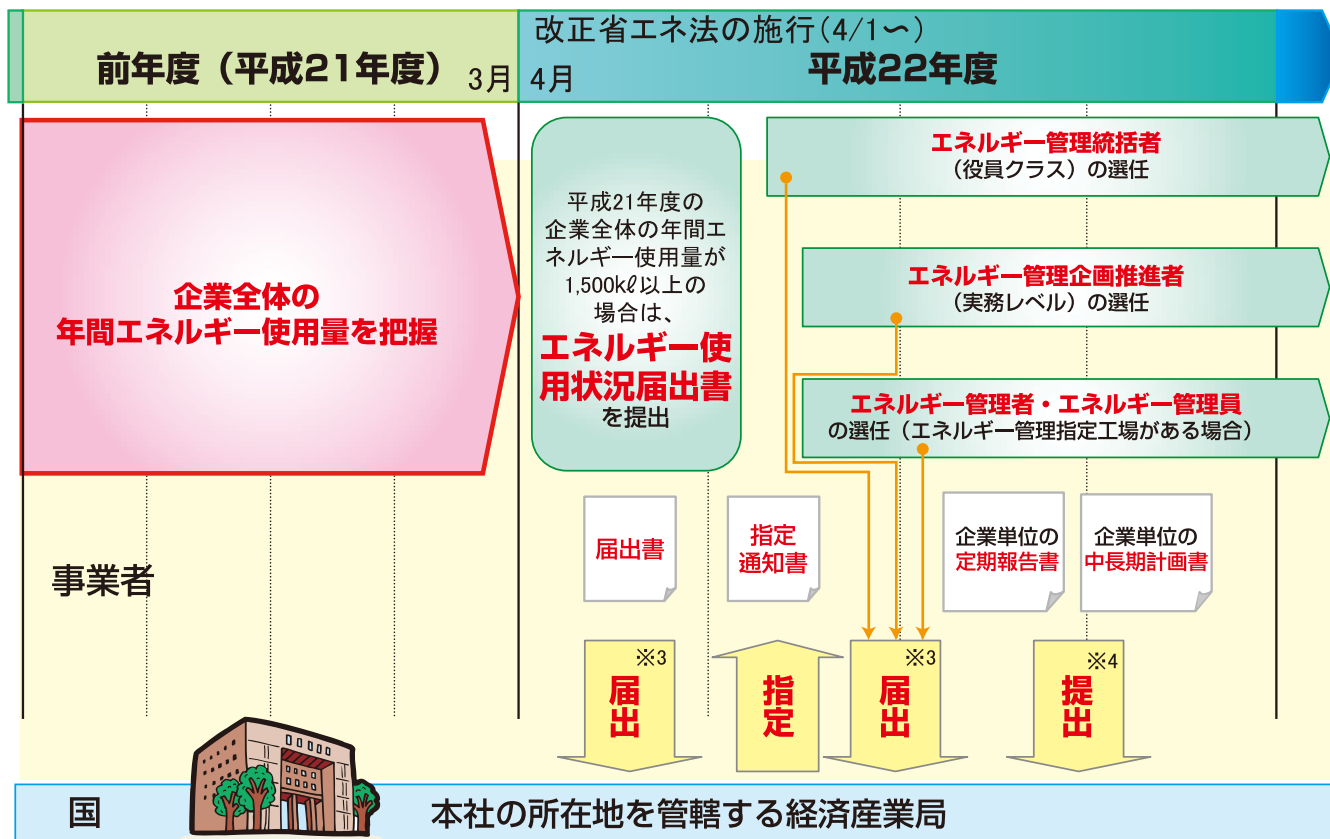
http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls

(3) 合計が1,500kℓ※1以上の場合は、平成22年度に経済産業局へ届け出てください。

エネルギーの種類		使用量		換算係数	
		単位	数値	熱量 GJ	数値 単位
燃料及び熱	原油	kl	0	38.2	GJ/kl
	原油のうちコンデンサート(NGL)	kl	0	35.3	GJ/kl
	揮発油(ガソリン)	kl	0	34.6	GJ/kl
	ナフサ	kl	0	33.6	GJ/kl
	灯油	kl	0	36.7	GJ/kl
	軽油	kl	0	37.7	GJ/kl
	A重油	kl	3,308	39.1	GJ/kl
	B・C重油	kl	0	41.9	GJ/kl
	石油アスファルト	t	0	40.9	GJ/t
	石油コークス	t	0	29.9	GJ/t
	液化石油ガス(LPG)	t	0	50.8	GJ/t
	石油系炭化水素ガス	千m ³	0	44.9	GJ/千m ³
	可燃性天然ガス	t	0	54.6	GJ/t
	液化天然ガス(LNG)	千m ³	0	43.5	GJ/千m ³
	その他可燃性天然ガス	千m ³	0	43.5	GJ/千m ³
	原料炭	t	0	29.0	GJ/t
	一般炭	t	0	25.7	GJ/t
	無煙炭	t	0	26.9	GJ/t
	石炭コークス	t	0	29.4	GJ/t
電気	コークス炉ガス	千m ³	0	37.3	GJ/千m ³
	コークス炉ガス	千m ³	0	21.1	GJ/千m ³
	高炉ガス	千m ³	0	3.41	GJ/千m ³
	転炉ガス	千m ³	0	8.41	GJ/千m ³
	都市ガス 13A	千m ³	2,993	134,685.0	45.0 GJ/千m ³
	その他の燃料	*	0		GJ/*
		**	0		GJ/**
	産業用蒸気	GJ	0	1.02	(換算係数)
	産業用以外の蒸気	GJ	0	1.36	
	温水	GJ	0	1.36	
	冷水	GJ	0	1.36	
小計①				264,027.8	6,811.9
電気	一般電気事業者	千kWh	14,916	148,712.5	9.97 GJ/千kWh
	昼間買電	千kWh	5,314	49,313.9	9.28 GJ/千kWh
	夜間買電	千kWh	0		9.78 GJ/千kWh
	上記以外の買電	千kWh	0		GJ/千kWh
電気	自家発電	千kWh	()		GJ/千kWh
	小計②	千kWh	20,230	198,026.4	
合 計 GJ (③=①+②)				462,054.2	
原油換算 kℓ				11,921.0	0.0258 kℓ/GJ

4. 主な手続きスケジュール

経済産業局にエネルギー使用状況届出書を届け出ると、経済産業大臣から指定を受け特定事業者（又は特定連鎖化事業者）となります。特定事業者（又は特定連鎖化事業者）は下図に示すとおり、エネルギー管理統括者の選任、エネルギー管理企画推進者の選任、定期報告書・中長期計画書の提出が必要となります。



※3 具体的な届出時期については追って公表します。
 ※4 定期報告書及び中長期計画書については経済産業局の他に、工場・事業場の行なう事業の所管省庁にも提出します。

お問い合わせ先

●経済産業省窓口●

資源エネルギー庁省エネルギー対策課
 TEL 03-3501-9726

管轄地域

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ●北海道経済産業エネルギー対策課 …… TEL 011-709-1753 | 北海道 |
| ●東北経済産業局エネルギー課 …… TEL 022-263-1207 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| ●関東経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 048-600-0364 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 |
| ●中部経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 052-951-2775 | 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県 |
| ●近畿経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 06-6966-6043 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| ●中国経済産業局エネルギー対策担当 …… TEL 082-224-5741 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 |
| ●四国経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 087-811-8535 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| ●九州経済産業局エネルギー対策課 …… TEL 092-482-5473 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| ●沖縄総合事務局経済産業部環境資源課… TEL 098-866-1757 | 沖縄県 |

財団法人/省エネルギーセンター

InternetURL:<http://www.eccj.or.jp>
 E-mail:master@eccj.or.jp

■本部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-10-9 ジオ八丁堀
 TEL:03-5543-3016 FAX:03-5543-3021

●省エネ法・メール相談コーナー●

省エネルギーセンターのホームページ
[\(http://www.eccj.or.jp/\)](http://www.eccj.or.jp/) から「Q&A」をクリック、
 質問サイトからお問い合わせ下さい。
 また、FAXでも受付しております。
 FAX:03-5543-3021